

改正石綿障害予防規則について

令和3年12月
山梨労働局健康安全課

石綿障害予防規則等の主な改正内容

1 解体・改修工事開始前の調査

- ・ 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・ 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- ・ 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）
- ・ 建設工事計画届の対象拡大（作業届の対象だった作業を計画届の対象に格上げ）

3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・ 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・ けい酸カルシウム板1種をやむを得ず切断等により除去する場合の措置の新設（隔離の義務化。負圧は不要）
- ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離の義務化。負圧は不要）

5 その他の作業に係る措置の強化

- ・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

6 作業の記録

- ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7 発注者による配慮

- ・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

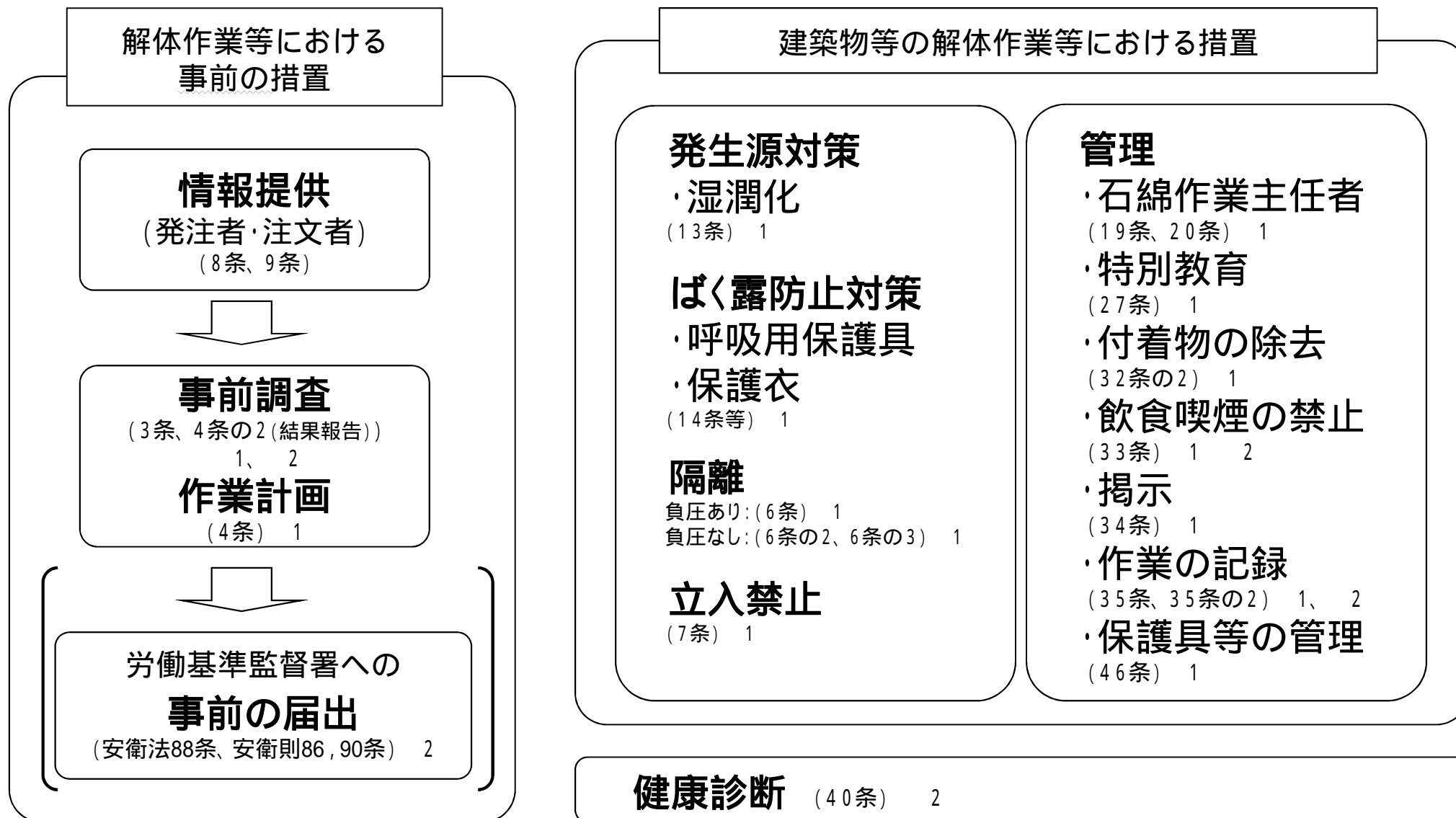
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
-------	-------	-------	-------

7月 10月 4月 4月 4月 10月

事前調査方法の明確化	周知	令和3年4月施行
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用	周知	令和3年4月施行
事前調査・分析調査を行う者の要件新設	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）	
事前調査及び分析調査結果の記録等	周知	令和3年4月施行
計画届の対象拡大	周知	令和3年4月施行
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設	周知、電子届出システムの開発	令和4年4月施行
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化	周知	令和3年4月施行
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設	周知	令和2年10月施行
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知	令和3年4月施行
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）	周知	令和2年10月施行
労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知	令和3年4月施行
作業実施状況の写真等による記録の義務化	周知	令和3年4月施行
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知	令和3年4月施行




改正石綿則・安衛則の公布

建築物等の解体・改修作業時の措置概略



罰則について： 1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 2 50万円以下の罰金

石綿障害予防規則等の改正のポイント

改正前		改正後	
			下線部分が改正内容
<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>計画届</p> <p>十四日前</p> <p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の負圧点検等</p>	<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> <p>事前調査 <u>調査方法を明確化</u> <u>資格者による調査</u> <u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u></p> <p>作業計画 <u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>
<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 		<p>作業届</p> <p>工事開始前</p> <p>作業開始前、<u>中断時</u>の負圧点検</p> <p><u>隔離解除前の取り残し確認</u></p> <p>等</p>	<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> <p>作業計画 <u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>
<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 		<p><u>けい酸カルシウム板1種²（破碎時）</u></p> <p><u>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</u></p> <p>隔離 負圧は不要</p>	<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>

1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

1 解体・改修工事開始前の調査（第3条）

事前調査の方法の明確化

建築物・工作物・船舶の解体・改修の作業を行うときに義務づけられている石綿含有の有無の調査（事前調査）について、全ての材料について、設計図書等の文書を確認するとともに、目視により確認しなければならない。

「設計図書」とは工事用の図面及び仕様書をさす。また「設計図書等」には、施工記録、維持保全記録、発注者からの情報が含まれるほか、調査対象材料に直接印字されている製品番号も含まれる。

調査対象材料に石綿等が使用されていないと判断する方法は、次のア又はイのいずれかの方法によること。

ア 調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法。

イ 調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成18年9月1日以降（第3条第3項第4号から第8号までに掲げるガスケット又はグランドパッキンにあっては、それぞれ当該各号に掲げる日以降）であることを確認する方法。

構造上目視が困難な場合は、目視が可能となったときに、事前調査を行わなければならない。

対象物が以下のいずれかに該当する場合は、以下の方法によることで差し支えないこととする。

対象物	調査方法
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などですでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査が行われている建築物・工作物・船舶	当該相当する調査の結果の記録を確認
シップリサイクル法に基づく有害物質一覧表確認証書（又は相当する証書）の交付を受けている船舶	有害物質一覧表を確認
平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物・船舶（日本国内で着工したものに限り）又は同日以降に輸入された船舶	当該着工日等を設計図書等で確認
平成18年9月1日以降に着工された工作物又は潜水艦であって、平成18年9月1日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンが、禁止日以降に設置されたもの	当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等で確認

1 解体・改修工事開始前の調査（第3条）

事前調査の方法の明確化つづき

以下に掲げる作業は、石綿等の粉じんが発散しないことが明らかであることから、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業には該当せず、事前調査を行う必要はないものであること。

ア 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

イ 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。

なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

ウ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用

事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うことが義務となっているが、石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法令に基づく措置を講じれば、分析による調査は行わなくてもよいとする規定について、吹付け材も含める。

改正前は、吹き付け石綿が存在しないことが明らかでない場合は、上記対応は認められなかった。

山梨県内における分析調査実施機関は、山梨労働局ホームページ内の「解体・改修工事に係る事前調査および分析調査について」
https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/5-11/5-11-02.html
に掲載されています。

事前調査を行う者の要件の新設

建築物の事前調査は、適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。

<事前調査を実施することができる資格者（令和5年10月1日施行）>（令和2年厚生労働省告示第276号）

（1）調査対象が建築物の場合（一戸建ての住宅・共同住宅の住戸の内部を除く）

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

（2）調査対象が一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部の場合

- ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限る）

<参考>

建築物石綿含有建材調査者講習実施機関

中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター（東京・長野で開催中。詳細は別添資料4参照）

https://www.jisha.or.jp/tshec/course/k8720_ishiwata_tyousa.html

建設業労働災害防止協会 神奈川支部（神奈川県内で開催中）

<https://kensaiboukanagawa.com/archives/2866>

建設業労働災害防止協会 山梨県支部（令和4年1月以降開催予定）

<http://www.kensaibou-y.jp/koushu/schedule/index.html>

分析調査を行う者の要件の新設

分析調査は、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。

<分析調査を実施することのできる資格者（令和5年10月1日施行）>（令和2年厚生労働省告示第277号）

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

事前調査及び分析調査の結果の記録等

事前調査又は分析調査を行ったときは、以下の事項の記録を作成し、写しを作業場に備え付けるとともに、調査を終了した日から3年間保存しなければならない。

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要
- ・調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
- ・事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ・事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
- ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠
- ・目視による確認が困難な材料の有無及び場所

2 解体・改修工事開始前の届出の新設・拡大

解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（第4条の2）

以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、パソコンあるいはスマホを使った電子届により（紙での届出も可。紙で届け出る場合の様式等は次ページのとおり）、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。

<届出が必要な工事>（石綿が含まれていない場合も、その旨の報告が必要。）

解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事

請負金額が100万円以上である特定の工作物（注）の解体工事

請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物（注）の改修工事

（注）石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるもの。（令和2年厚生労働省告示第278号）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備（穀物を貯蔵用を除く。）
- ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備及び送電設備（ケーブルを含む。）
- ・トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・軽量盛土保護パネル

<届出事項>

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- ・工事の実施期間
- ・上記の工事の場合は床面積の合計、上記又はの工事の場合は請負代金の額
- ・建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無の場合の判断根拠）の概要
- ・調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合に限る）
- ・石綿作業主任者の氏名（石綿等が使用されている場合に限る）

<留意事項>

- ・解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用することとする。
- ・同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて届け出なければならないこととする。

事前調査結果等報告

事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
作業場所の住所	工事の名称		
工事の概要		建築物又は工作物の新築工事の着工日	西暦 年 月 日
建築物又は工作物の構造の概要		解体工事又は改修工事の実施期間	西暦 年 月 日
解体工事を行う床面積の合計	m ²	解体工事又は改修工事の請負金額	円
事前調査を実施した者 (作業対象が建築物の場合に限る。以下同じ。)	氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	作業に係る 石綿作業主任者の 氏名
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名	氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名	氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名	氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名	氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名	氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名	氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名	氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名

様式第1号(第4条の2関係)(裏面)

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無 有 無し	石綿使用なしと判断した根拠 ①日視 ②設計図書(①を除く。) ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類		切断等の作業の有無 有 無し	作業時の措置 ①右正防護 ②隔離(右正なし)、 ③囲網化、④呼吸用保護具の使用
			除去	封じ込め 閉じ込み		
吹付け材	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
保温材	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
煙突断熱材	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
屋根用折断熱材	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
耐火断熱材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム板等2種を含む)	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
スレート波板	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
スレートボード	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
屋根用石膏ボード	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
けい酸カルシウム板第1種	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
押出成形セメント板	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
パルフェメント板	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
ビニル床タイル	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
建築系サニタインク	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
石膏ボード/ロックウール吸音天井板	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
その他の材料	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督局長 殿

備考

- 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。
- 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負っている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。
- 「建築物又は工作物の構造の概要」の欄は、階数等の粗図及び構造等の概要を簡潔に記入し、「耐火建築物又は準耐火建築物に該当する場合にその旨を記入すること。」
- 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
- 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
- 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。
- 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業に係る場合も含めて、「作業対象の材料に該当するもの全てについて」記入すること。
- 真面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、「作業対象の材料に該当するもの全てを記入すること。」
- 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものを「有」とし、「有なし」に記入すること。
- 「石綿使用なし」と判断した根拠」の欄は、①から⑥までのうち該当するものが複数ある場合は、その全てを記入すること。
- 「切断等の作業の有無」の欄は、材料の切断、破砕、穿孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。
- 「作業時の措置」の欄は、届出時点で予定している措置を記入すること。また、①から⑥までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

建設工事計画届の対象拡大（労働安全衛生規則第90条）

以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象とする。

耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

建設工事計画届の概要は次ページのとおり

< 改正前 >

	建築物、工作物、船舶	
	うち耐火建築物・準耐火建築物	
吹き付けられている石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届



< 現在 >

	建築物、工作物、船舶	
	うち耐火建築物・準耐火建築物	
吹き付けられている石綿等の除去	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届

建設工事計画届の概要

1 労働安全衛生法に定める計画届について

事業者は、一定の建設物、機械等の設置、移転又は主要構造部分の変更等をしようとする場合や、一定の規模・種類の建設工事を開始する場合は、事前にその計画内容を所轄労働基準監督署長に届け出ることを労働安全衛生法第88条で義務づけられています。

石綿の除去等の工事については、以下のものについて、14日前までに、労働安全衛生規則様式第21号による届書に、添付書類を添えて所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

2 計画届の対象工事（石綿関係）

- ①建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。）の除去、封じ込め、又は囲い込みの作業を行う仕事
- ②建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る）に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

詳細は、所轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

建設工事採取計画届 土石採取

様式第21号(第91条、第92条関係)

事業の種類	事業場の名称	仕事を行う場所の地名番号			
		電話 ()			
仕事の範囲		採取する土石の種類			
発注者名		工事請負額			
仕事の開始日	令和 年 月 日	仕事の終了日	令和 年 月 日		
計画の概要					
参画者の氏名		参画者の要 経歴の概要			
主たる事務所の所在地	電話 ()				
使労働者 予定数	人	関係請負人の 数の予定	人	関係請負人の使 用する労働者の計 数の合計	人

令和 年 月 日

事業者職氏名

厚生労働大臣 殿
労働基準監督署長

備考

- 1 表題の「建設工事」及び「土石採取」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、次の区分により記入すること。
 建設業 水力発電所等建設工事 ずい道建設工事 地下鉄建設工事 鉄道軌道建設工事
 橋梁建設工事 道路建設工事 河川土木工事 砂防工事 土地整理土木工事
 その他の土木工事 鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事 鉄筋造家屋建築工事
 建築設備工事 その他の建築工事 電気工業業 機械器具設置工事 その他の設備工事
- 3 土石採取業 採石業 砂利採取業 その他土石採取業
- 4 「仕事の範囲」の欄は、労働安全衛生規則第90条各号の区分により記入すること。
- 5 「発注者名」及び「工事請負金額」の欄は、建設工事の場合に記入すること。
- 6 「計画の概要」の欄は、届け出る仕事の主な内容について、簡潔に記入すること。
- 7 「使用予定労働者数」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。
- 8 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。
- 9 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入すること。

3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

隔離・漏洩防止措置の強化（第6条）

吹付石綿、石綿含有保温材等の除去等の作業を行う場合に義務づけられている措置のうち、隔離空間に係る集じん・排気装置の点検や負圧の点検について、以下のとおりとする。

< 集じん・排気装置の点検 >

- ・ 集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他集じん・排気装置に変更を加えたときは、排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検しなければならない。

< 負圧の点検 >

- ・ 作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検しなければならない。

負圧隔離の措置を講じて吹付石綿や石綿含有保温材等の除去作業を行ったときは、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等を除去した部分を湿潤化するとともに、石綿等に関する知識を有する者が石綿等の除去が完了したことを確認したあとでなければ、隔離を解いてはならない。

「石綿等に関する知識を有する者」については、令和2年8月4日付け基発0804第8号通達(一部改正令和3年3月29日)「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」において

石綿則3条4項(事前調査)に規定する厚生労働大臣が定める者(建築物に係る除去作業に限る)

又は

当該作業に係る石綿作業主任者

と規定されています。

4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

石綿含有成形品に対する措置の強化（第6条の2）

石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難なときを除き、切断等以外の方法により作業を実施しなければならない。

技術上困難な場合とは、材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など。

また切断・破砕等以外の方法とは、ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなど。

けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設（第6条の2）

石綿含有成形品のうち、けい酸カルシウム板第1種を切断等の方法により除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならない。

特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして、石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第279号）において、けい酸カルシウム板第1種を規定。

仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の措置の新設（第6条の3）

石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならない。

5 その他の作業に係る措置の強化

湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（第13条）

石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合 について、除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じるよう努めなければならない。

吹付け石綿等の囲い込みの作業において、湿潤な状態とすることによりかえって石綿等の粉じんが発散するおそれがあるときや、掃除の作業において、湿潤な状態とすることによって床の掃除が困難となるおそれのあるとき等。

なお、石綿等の粉じんの発散を防止する措置には作業場所を隔離することが含まれるほか、湿潤化には散水による方法、封じ込めの作業 **16** において固化剤を吹き付ける方法のほか、除去の作業において剥離剤を使用する方法も含まれる。

6 作業の記録

労働者ごとの作業の記録項目の追加（第35条）

石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、作業に従事しないこととなった日から40年間の保存が義務づけられている記録の項目として、**事前調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録の概要を加える。**

監督署に報告した事前調査結果の写し
でよい。

保護具の使用状況も含めて、作業の実施状況について
文章等による簡潔な記載による記録でよい。

作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化（第35条の2）

石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行ったときは、**作業計画に基づく作業の実施状況を写真等により記録するとともに、従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存しなければならない。**

掲示・表示（事前調査の概要、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食禁止、石綿等を取り扱う作業場である旨等の掲示）

隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況、排気口からの漏えいの有無の点検結果、前室の負圧に関する点検結果、隔離解除前の確認の実施状況等（負圧隔離を要する作業を行う場合に限る）

作業計画に示されている作業の方法、石綿粉じんの発散・抑制方法、石綿ばく露防止の方法のとおり作業が行われたことが確認できる記録（湿潤化、保護具の使用状況等。作業を行う部屋や階が変わるごとに記録が必要）

除去等を行った石綿等の運搬又は貯蔵を行う際の容器・包装、当該容器等への表示、保管の状況

7 発注者による配慮 (第8条)

建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるように配慮しなければならない。

参考：発注者向けリーフレット

解体・改修工事を発注する皆さまへ

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査(事前調査)の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること

- ・ 工事の費用(契約金額)
- ・ 工期
- ・ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります

工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること

石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること

【省令・告示・指針】

- ・ 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年7月1日厚生労働省令第134号)
- ・ 石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和2年7月27日厚生労働省告示第276号) 事前調査者の資格
- ・ 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等(令和2年7月27日厚生労働省告示第277号) 分析調査者の資格
- ・ 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年7月27日厚生労働省告示第278号) 事前調査結果について監督署あて報告が必要な工作物
- ・ 石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年7月27日厚生労働省告示第279号) 石綿含有成形品のうち、特に石綿等の粉じんが発散しやすいもの(=ケイ酸カルシウム板)
- ・ 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について(令和2年10月6日基発1006第2号)

【通達・通知】

- ・ 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について(令和2年8月4日基発0804第8号、一部改正 令和3年3月29日基発0329第3号)
- ・ 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について(令和2年9月1日基発0901第10号、一部改正 令和3年3月29日基発0329第3号)
- ・ 石綿障害予防規則の解説(令和2年10月28日厚生労働省労働基準局作成、一部改正 令和3年3月29日)

石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省委託事業）

- 令和2年7月に改正した石綿障害予防規則など石綿関係法令に基づく石綿対策を事業者、作業員、一般の方のカテゴリ別に情報を掲載する。
- サイトトップ画面では、石綿対策は建設工事を行う方だけの問題ではなく、工事を発注する方や建物のオーナーの方などにも協力いただきながら進める必要があることを訴えるイラストのほか、省令改正のポイント、施行スケジュールを掲載する。

トップ画面



サイトマップ

- [トップ](#)
- [解体・改修工事を発注するみなさまへ](#)
- [工事の元請業者のみなさまへ](#)
- [改修・リフォーム業者のみなさまへ](#)
- [解体業者のみなさまへ](#)
- [解体・改修作業に従事するみなさまへ](#)
- [工事現場の近隣にお住まいのみなさまへ](#)
- [お住まいの解体・改修をご検討のみなさまへ](#)
- △
- [講習会のご案内](#)
- [配布物のご案内](#)
- [リンク集](#)
- [補助金制度について](#)

事業者向け・作業員向け・発注者向け等のページを作成



作業員・作業主任者向けカード資料

各都道府県労働局に登録された建築物石綿含有建材調査者講習機関を随時更新